

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	株式会社 J T O W E R
【英訳名】	J T O W E R I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 敦史
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番41号
【電話番号】	03-6447-2614
【事務連絡者氏名】	常務取締役CF0 コーポレート本部長 中村 亮介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番41号
【電話番号】	03-6447-2614
【事務連絡者氏名】	常務取締役CF0 コーポレート本部長 中村 亮介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第10期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 事業目的追加にかかる定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応し、資金調達の実選択肢を広げるため、定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

第2号議案 場所の定めのない株主総会開催を可能とする定款一部変更の件

当社は、ビジネスのグローバル化やIT技術をはじめとするイノベーションの進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるようにするため、定款を変更するものであります。

第3号議案 株主総会資料の電子提供制度導入にかかる定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。

第4号議案 取締役員数の上限撤廃にかかる定款一部変更の件

将来の積極的な事業展開や国際化に備え、経営体制及びコーポレートガバナンスのより一層の強化・充実を図るため、定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	176,254	92	-	(注)	可決 99.63
第2号議案	166,098	10,427	-	(注)	可決 93.89
第3号議案	176,268	78	-	(注)	可決 99.64
第4号議案	173,221	3,125	-	(注)	可決 97.92

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上